

感電死傷事故に関する注意喚起

令和6年6月28日
経済産業省産業保安グループ
電力安全課

日頃より、電気保安の確保に取り組んでいただきありがとうございます。例年、夏期は感電死傷事故が増加する傾向があります。また、令和4、5年度夏期（7～9月）に発生した感電死亡事故8件全てについて、電気主任技術者が工事や保守点検作業（以下、「工事等」という。）の実施を事前に知らされていなかったために適切な保安監督を実施できていなかったことが分かっています。このため、夏期を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起いたします。

記

<電気主任技術者の皆様>

電気事業法第43条第4項に基づき、電気設備の保安監督を行う立場として、設置者との間で、電気保安に係る連絡体制や取り決めの内容を再確認していただくようお願いします。

（取組例）

- ・定期点検などの機会を活用して、設置者に対して、工事等を実施する際や、電気室やキュービクルへの入室をする際は、必ず電気主任技術者に事前に連絡を入れることを依頼する。
- ・電気室やキュービクルの扉などに、電気主任技術者への無断での立入は禁止である旨を掲示する。
- ・電気保安法人等が主催する各地の研修会において、工事業者に対して、感電防止措置等について注意喚起する。 等

【関係条文】

<電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）>

（主任技術者）

第四十三条 1～3 （略）

4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。